

建築行為なし認定の認定手続き等



一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

2022.9.2公開版

情報公開について

長期優良住宅 認定マニュアル



▶ 認定マニュアルは認定を行う所管行政庁用のもの

▶ 参考に登録住宅性能評価機関へも公開している

▶ 所管行政庁専用ページへ公開

▶ 会員機関専用ページへ公開

▶ 評価協会について | ▶ サイトマップ ▶ リンク集 ▶ お問い合わせ

所管行政庁専用ページ

会員専用ページ

登録省エネ判定機関等専用ページ



一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

🔍 サイト内検索はこちら

Google 提供

当協会は品確法に基づく評価機関等で構成され、住宅性能表示制度の適切で円滑な運用を目指し活動しています。

▶ HOME

▶ 評価機関等の検索

▶ 住宅性能表示制度関連 Q&A

▶ 統計情報

▶ 書籍・パンフレット

情報公開について

過去の認定基準告示

改正 令和4年8月16日公布 令和4年10月1日施行・・・[新旧対照表、告示](#)

- [長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）](#)

改正 令和3年12月1日公布 令和3年12月1日、令和4年4月1日施行・・・[告示](#)

改正 令和4年8月16日公布 令和4年10月1日施行・・・[新旧対照表、告示](#) [過去の告示はこちら](#)

- [長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五告示第836号](#)

令和4年8月16日公布 令和4年10月1日施行

過去の技術解説

■ 公開資料

【共通】

- [長期優良住宅に係る認定基準【第9版】](#)  [2022/04/01]
- [長期優良住宅に係る認定基準【第10版】](#)  [2022/10/01]
- [過去に公開していた技術解説](#)
- [長期優良住宅に係るQ&A](#)  [2022/04/13]
- [「長期優良住宅の認定を受けられたみなさまへ」\(チラシ\)](#) 

【新築】

- [長期優良住宅 認定申請書作成の手引き\(新築版\)【第9版】](#)  [2022/02/20]

【増築・改築】

- [長期優良住宅 認定申請書作成の手引き\(増築・改築版\)【第6版】](#)  [2022/04/01]

過去に公開していた技術解説

第1版(平成21年9月15日)

第2版(平成22年8月25日)

第3版(平成24年3月29日)

第4版(平成26年2月25日)

第5版(平成28年4月1日)

第6版(令和2年3月27日)

第7版(令和3年12月1日)

第8版(令和4年2月20日)

認定通知書の記載方法

7. 欄

➤認定申請書に記載のとおり新築後、増築・改築を行っていない場合は「**新築の時期**」を記載します。新築後、増築・改築を行っている場合は「**増築・改築の時期**」を記載します。

8. 欄

➤登録住宅性能評価機関が交付する**確認書**や**住宅性能評価書**に記載の**申請年月日**を転記します。

第二号様式（第六条関係）（日本産業規格A列4番）

認定通知書
(新築 / 増築・改築 / 既存)

認定番号第 年 月 日
認定年月日
(※) (確認番号第 年 月 日)
確認年月日
建築主事の氏名

殿

所管行政庁

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定に係る住宅の構造
5. 共同住宅等に係る申請にあつては、認定対象住戸番号
6. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請にあつては、工事種別

7. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあつては、新築又は増築・改築の時期
8. 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて申請を行った場合においては、同条第1項の規定による求めを行った年月日

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

認定通知書等の記載例について

変更認定通知書の記載方法

第四号様式（第九条関係）（日本産業規格A列4番）

変更認定通知書
(新築 / 増築・改築 / 既存)

認定番号第 年 月 日
認定年月日 年 月 日
(※) (確認番号第 年 月 日)
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

殿

所管行政庁

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画等の変更について、同条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画等の認定番号
4. 認定に係る住宅の位置
5. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
6. 認定に係る住宅の構造
7. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、当初認定時の工事種別
8. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、新築又は当初認定を受ける前にした増築・改築の時期

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

5. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、**区分所有住宅の該当の有無**について

区分所有住宅該当の有無と、長期法第5条各項の関係

長期法第5条第4項、第5項および第7項の申請に係るものは全て区分所有住宅となります。

長期確認書の記載例について

第十一号の四様式（第七条の四関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による
長期使用構造等である旨の確認書
(新築/増築・改築/既存)

第 年 月 日 号
申請者 殿 登録住宅性能評価機関 印

別添の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを確認しました。

記

1. 申請年月日
2. 確認を行った住宅の所在地及び名称
3. 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
4. 確認を行った住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
5. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別
6. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期
7. 確認を行った評価員の氏名
8. 確認対象住戸
9. 申請対象住戸のうち、上記確認対象住戸に該当しない住戸

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

特記事項

免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に適合する場合
 免震建築物 耐震等級2 耐震等級3

(注意) この確認書は、大切に保存しておいてください。

確認書の記載方法

4. 欄

➤ 共同住宅等の場合に記載

記載例： 区分所有住宅の該当の有無 有 無

5. 欄

➤ 当初申請/変更申請に係わらず記載

記載例： 新築 / 増築・改築

6. 欄

➤ 当初申請/変更申請に係わらず記載

記載例： 新築の時期 ○○○○年○○月○○日
/ 増築・改築の時期 ○○○○年○○月○○日

その他

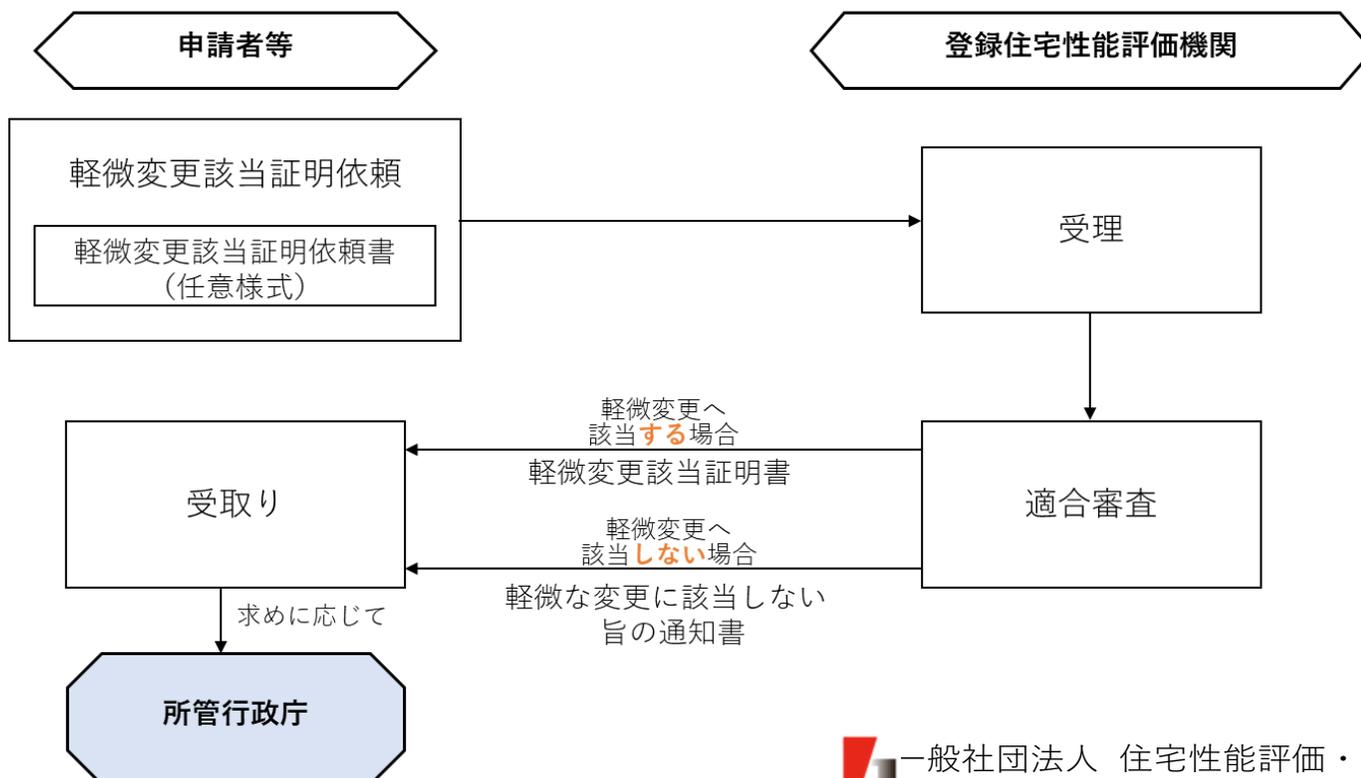
既存 建設住宅性能評価との一体申請について

- 一体申請の場合は、品確法施行規則で定義する**既存住宅**である必要があります。一方、建築行為を伴わない長期確認単独申請や、認定申請にあっては、現況検査を実施し、それに伴う状況調査書を添付する事ができるなどの条件を満たせば申請可能です。
- 個別性能を選択せず、**現況検査のみ**によることも可能です（長期使用構造等である事の確認は実施）。
- 既存建設評価の現況検査と、長期優良住宅の制度における現況検査（インスペクション）は**兼ねることは出来ません**。

軽微変更該当証明業務について（第一弾施行時の説明会資料再掲）

3. 登録住宅性能評価機関による確認

軽微な変更へ該当する事の証明を求める者は、登録住宅性能評価機関へ**軽微変更該当証明を依頼**することができます。

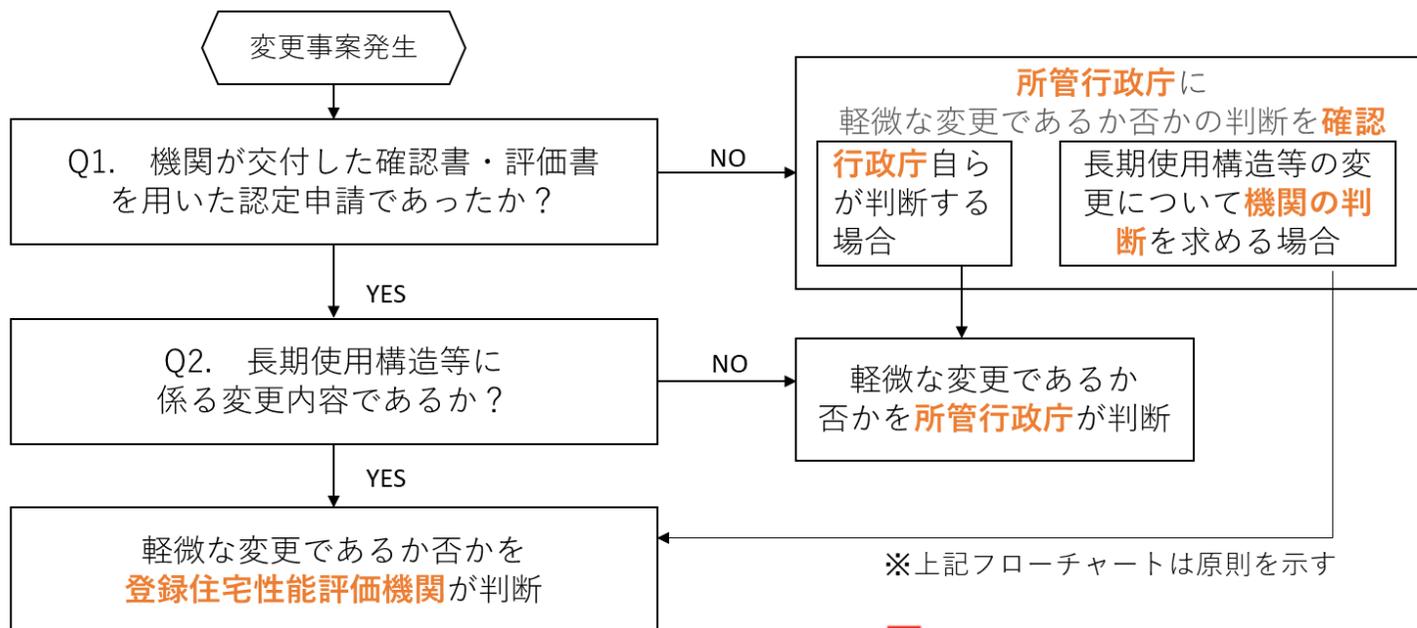


認定手続きの流れ

軽微変更該当証明業務について（第一弾施行時の説明会資料再掲）

3. 登録住宅性能評価機関による確認

認定後に生じた変更が軽微な変更に該当するか否かは所管行政庁が判断していましたが、法改正後は、確認書・確認の結果が記載された評価書（以下、確認書等）を用いて認定申請されたものについては、**長期使用構造等基準に係る変更に限って**、確認書等を交付した**評価機関**が行えるよう整理されました。



- 本資料は、作成日時点で、当協会が一般に信頼できると判断した資料に基づいて作成されたものですが、情報の正当性・確実性を当協会で保証するものではありません。
- 本資料の著作権は当協会に属するものであり、本説明会動画の視聴目的以外で、一部または全部を複製、写真複製あるいは、その他いかなる手段において複製すること、また当協会による許可なくして再配布することを禁じます。